

# 一般事業主行動計画

## 次世代育成支援対策推進法

ワークライフバランスの実現を目指し、職員が仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境を整備し、それぞれが持つ能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標 働き方改革による年次有給休暇の年5日以上の取得を確実にし、全体的な有給休暇の取得率についても70%以上を維持できるようにする。

対策 各事業所の有給休暇取得率を管理者へお知らせする。また、働き方改革など法改正の趣旨について理解を深めてもらうよう管理職を対象とした会議にて案内を実施し、職場全体の有給休暇の取得率を向上していく。

参考 「就労条件総合調査」(厚生労働省)

平成30年 労働者一人あたりの有給休暇取得率： 52.4%

平成30年 社会福祉法人小倉新栄会の有給休暇取得率：78.2%

## 女性活躍推進法

女性職員が多い職場のため、人材不足の部署においては子育てをしている女性職員にも負担がかかっており、仕事と家庭の両立支援に特に課題がある。家庭での生活が充実することは職員が持てる能力を十分に発揮でき、職務能率の向上にも繋がる。女性の職場における活躍を推進するため次のように目標を設定する。

1. 計画期間 令和4年8月1日～令和7年7月31日までの3年間

2. 計画内容

目標① 管理職に占める女性職員の割合を60%以上とする。

<実施時期・取組内容>

●令和4年8月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。

目標② 有給休暇の取得率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

●令和4年8月～ 有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努め、管理職は職員の有給休暇取得状況を把握し、取得率向上を促す。